

発議 4 号

令和 5 年 6 月 12 日

かすみがうら市議会議長 小座野 定信 様

提出者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

矢口 龍人
佐藤 文雄
塚本 直樹
井本 有史
鈴木 東司

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念の調査に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。



「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念の調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる署名偽造の調査を行うものとする。

1 調査事項

(1) 署名偽造に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条第4項及び委員会条例第6条の規定により、議長及び久松公生議員を除く全議員で構成する「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本会議は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会に委任する。

4 調査期限

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に係る経費は、200万円以内とする。

(理由)

令和5年5月23日付けで、田代和正氏から「複合交流施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」が市長宛に提出されたとのことであるが、この署名活動には久松公生議員の関与がとりださされていることから、市議会として特別委員会を設置して徹底した調査が必要である。